

公募資料(案)における主な改正点一覧表

令和6年8月22日時点

区分	頁	項目	内容
募集要項	5 その他	工事監理業務に関するもの	【改正前】 市が別途発注とする。 【改正後】 事業者にて業務を行う。
	7	2)建物等の概要	表「多世代交流拠点の内容」中、公共部分の屋外施設 公用車用駐車場:4台 を 公用車用等駐車場:6台 とします。
	17	②公共施設の設計業務を行う者 三つ目の・	【改正前】 本事業の参加資格要件確認基準日までの間に終了した本事業と同等規模の公共施設の設計実績(10年以内かつ元請会社に限る。)1つ以上を有していること。 【改正後】 本事業の参加資格要件確認基準日までの間に終了した本事業と同等規模の公共施設の設計実績(元請に限る。)1つ以上を有していること。
	17	③公共施設の建設業務を行う者 三つ目の・	【改正前】 本事業の参加資格要件確認基準日までの間に終了した本事業と同等規模の公共施設の建物実績(10年以内かつ元請会社に限る。)1つ以上を有していること。 【改正後】 本事業の参加資格要件確認基準日までの間に終了した本事業と同等規模の公共施設の建物実績(元請に限る。)1つ以上を有していること。
要求水準書	12	2)その他施設計画 ①駐車場施設 二つ目の○	【改正前】 公共施設用の駐車場施設は、公共施設の敷地内に、公用車用駐車場2台と、障がい者用駐車場2台を確保すること。 【改正後】 公共施設用の駐車場施設は、公共施設の敷地内に、公用車用駐車場2台と、車椅子使用者用駐車場2台及び優先駐車区画(その他の高齢者、障がい者、妊婦及びけが人等用)2台を確保すること。
	45 その他	工事監理業務に関するもの	【改正前】 市が別途発注とする。 【改正後】 事業者にて業務を行う。

※頁は令和6年7月22日付けホームページにて公表した公募資料(案)のもの。